

# 「あいち医療通訳システム」利用規程

(目的)

第1条 あいち医療通訳システム推進協議会(以下、「甲」という。)及び医療機関(以下、「乙」という。)は、言葉の壁がある外国人県民が、安心して医療サービスを受けることができるようにすることを目的として当事業を実施するものとする。

(役割)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 甲が行う業務

- ア 医療通訳者の派遣
- イ 医療に係る電話通訳サービスの提供
- ウ 医療に係る文書翻訳サービスの提供
- エ 医療通訳者の募集、養成、認定
- オ 協定医療機関との連絡調整
- カ 医療通訳者に対する指導及び支援
- キ 関係機関との連絡調整
- ク 事業に係る経理事務
- ケ 事業に係る広報
- コ ホームページの作成・管理
- サ その他必要な業務

(2) 乙が行う業務

- ア 派遣通訳の利用
- イ 電話通訳の利用
- ウ 文書翻訳の利用
- エ 本業務の窓口となる担当者(以下、「窓口担当者」という。)の指定
- オ 外国人患者に対する派遣同意等の確認
- カ 医療現場における医療通訳者への指示
- キ 甲が依頼するアンケート等への協力
- ク 事業を円滑に実施するための協力

(医療通訳者の派遣)

第3条 医療通訳者の派遣は以下の要領で実施する。

- (1) 対応言語は英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語の5言語とする。
- (2) 派遣が可能な時間帯は、原則として、乙の診療時間内(概ね午前9時から午後8時まで)とする。
- (3) 派遣は、内容に応じて、以下の3つのコースから乙が選択するものとする。また、利用料は、コースに応じて、以下の単価とする。なお、通訳の従事時間が2時間を超えた場合は、1時間毎に単価の2分の1を加算する。
  - ア 日常的な診療・検査に対応する通訳 3,000円/2時間
  - イ インフォームド・コンセントなど高度な通訳 5,000円/2時間

ウ 特定の曜日・時間帯など定時の通訳 5,000円/2時間

- (4) (3)に規定する利用料は、乙が甲に支払うものとする。ただし、原則として、乙は支払額の2分の1を外国人患者から徴収するものとする。
- (5) 乙は、医療通訳者を、乙が行う医療行為の補助者と位置づけるものとする。
- (6) 派遣依頼ができるのは乙のみで、外国人患者からは依頼できないものとする。
- (7) 乙は、派遣を依頼するに当たっては、外国人患者に対して事前に同意を得るものとする。
- (8) 派遣を希望する場合は、乙は、ファックス又はメールにより、原則として、依頼する日の3日前(土日祝日は除く。)までに派遣依頼を受け付ける事務局(以下、「運営事務局」という。)へ派遣依頼書を提出するものとする。ただし、派遣までの期間が3日に満たない場合においても、甲は、可能な範囲で対応するものとする。
- (9) 運営事務局の業務時間は、平日の午前9時から午後5時30分までとする。ただし、派遣依頼書の提出は常時可能とする。
- (10) 乙の指定した時間に、窓口担当者、医療通訳者、外国人患者の三者で打合せを行うものとする。
- (11) 医療通訳者の従事時間は、乙の指定した時間から、三者で終了を確認した時間までとする。
- (12) 乙は、キャンセルする場合は、前日の午後5時30分までに運営事務局へ連絡するものとする。
- (13) 外国人患者または乙の都合により、乙が、前日の午後5時30分までに運営事務局への連絡ができずにキャンセルとなった場合には、(3)に規定する利用料を乙が甲に支払うものとする。ただし、外国人患者の都合による場合は、原則として、負担額の全額を外国人患者から徴収するものとする。また、乙の都合による場合は、全額を乙が負担し、外国人患者からは徴収しないものとする。
- (14) 通訳派遣における通訳過誤について、甲は乙に対して賠償の責任を負わないものとする。

(電話通訳)

第4条 電話通訳は以下の要領で実施する。

- (1) 対応言語は、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、韓国・朝鮮語の6言語とする。
- (2) 利用可能時間は、24時間365日とする。ただし、フィリピン語については、当面、平日午前9時から午後6時までとする。
- (3) 乙は、あらかじめ以下の料金プランの中からコースを選択するものとする。選択したコースの通訳時間を超えた場合は、10分毎に1,000円を加算する。

コース	月額利用料	通訳時間
A	10,000円/月	400分/月
B	5,000円/月	200分/月
C	3,000円/月	90分/月
D	1,000円/月	20分/月

- (4) (3)に規定する月額利用料及び加算額は、乙が甲に支払うものとする。ただし、原則として、乙は、支払額の2分の1を外国人患者から徴収するものとする。

- (5) 通訳依頼ができるのは乙のみで、外国人患者からはできないものとする。
- (6) 乙は、電話通訳を依頼するに当たっては、外国人患者に対して事前に同意を得るものとする。
- (7) 電話通訳の利用は、甲の指定する電話番号に、乙が直接電話することにより行うものとする。
- (8) 電話通訳における通訳過誤について、甲は乙に対して賠償の責任を負わないものとする。

#### (文書翻訳)

第5条 文書翻訳は以下の要領で実施する。

- (1) 対応言語は、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語の5言語とする。
- (2) 翻訳の対象は、原則として、直接外国人患者へ渡す医療機関への紹介状等とし、利用料は、A4サイズ1枚3,000円とする。
- (3) (2)に規定する利用料は、乙が甲に支払うものとする。ただし、原則として、乙は支払額の2分の1を外国人患者から徴収するものとする。
- (4) 翻訳依頼ができるのは乙のみで、外国人患者からは依頼できないものとする。
- (5) 乙は、翻訳を依頼するに当たっては、外国人患者に対して事前に同意を得るものとする。
- (6) 翻訳を希望する場合は、乙は、ファックス又はメールにより、運営事務局へ翻訳依頼書及び原稿を提出するものとする。甲は、依頼を受け取った後、1週間程度で成果物等を返送するものとする。
- (7) 文書翻訳における翻訳過誤について、甲は乙に対して賠償の責任を負わないものとする。

#### (利用手続き)

第6条 乙が当システムのサービスを利用する場合は、別に定める様式を甲に提出するものとし、乙は、甲の受理後、サービスを利用することができるものとする。また、サービス内容の変更や利用を中止する場合は、別に定める様式を甲に提出するものとする。

#### (利用料の支払い)

第7条 甲は、1か月毎の利用料を原則として翌月にまとめて乙に請求するものとし、乙は指定された期日までに甲の指定する口座に利用料を振り込むものとする。

#### (守秘義務)

第8条 甲及び乙は、事業の実施に際し知り得た情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならないものとする。また、甲は、第三者に業務を委託するときは、この利用規程により甲が負う守秘義務を委託先にも遵守させなければならないものとする。

#### (その他)

第9条 この利用規程に定めのない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議するものとする。

#### 附 則

この利用規程は、平成26年4月1日から施行する。